

使用前事業者検査の見通しについて

令和3年5月20日



日本原燃株式会社

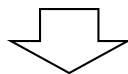
使用前事業者検査の見通しについて

✓ 使用前事業者検査は、以下の検討を行い成立する見通しを得ている。

- ・前提条件となる設備の健全性確認（埋込金物他）
- ・検査方法の選定およびエビデンスの確認

➤ 使用前事業者検査の前提条件となる設備

⇒健全性は問題ない見通しを得ている。（該当するものは埋込金物※のみ）【精査中】



➤ 使用前事業者検査は、以下の①～④のステップにより、検査の成立性を見通しを得ている。

【アクティブ試験の影響等で現場へのアクセス性がないものを優先的にデータ整理（6月目途）】

①検査対象機器の確定

- ・設工認申請書において示している機器をベースとし、検査方法の決定に必要な基本情報を整理。

②検査項目の設定

- ・検査対象機器について、アクティブ試験の影響等で現場へアクセスできない機器等の選定を行い、適切な検査項目を設定する。

③検査方法の選定

- ・設定した検査項目に対して、検査方法（エビデンス）の選定を行う。

④代替検査項目の確定

- ・代替検査となった対象機器について、検査内容を検討し確定させる。検討に際しては実検査または記録確認検査ができない理由等をパターン毎に整理する。

※埋込金物は各設備の検査前条件として、部屋単位で確認する方針（不適合処置は完了）

使用前事業者検査の見通しについて

分類	確認方法	エビデンス	対象例
a.使用前検査を実施済のもの	記録確認	使用前検査記録	<ul style="list-style-type: none"> ・貯槽 ・プロセス配管
b.記録確認検査を行うもの	記録確認	社内検査記録 メーカ検査記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ポット(セル内) ・SA配管(セル内)
c.検査記録がなく実検査可能なもの	実検査	実検査記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ポット(セル外) ・SA配管(セル外) ・排気ダクト(セル外)
d.代替検査を行うもの【論点】	記録がなくアクセスできない場合が最も厳しい条件		<ul style="list-style-type: none"> ・ポット(セル内) ・SA配管(セル内)
<ul style="list-style-type: none"> ・材料検査記録(ミルシート)なし ・寸法検査記録なし 	記録確認	<ul style="list-style-type: none"> ○材料、寸法が示された構造図、施工図に加え以下のいずれかの記録を確認 ・施工結果を示した記録(施工管理チェックシート等) ・同一設備の検査記録(当該機器の判定基準を満足していると説明できる場合) ・施工メーカが図面どおり施工したことを保証する文書 	
<ul style="list-style-type: none"> ・耐圧・漏えい検査記録なし 	目視 記録確認	<ul style="list-style-type: none"> ○通常状態における漏えい有無の確認、最高使用圧力が示された構造図、施工図に加え以下の記録を確認 ・施工結果を示した記録(施工管理チェックシート等) ・同一設備の検査記録(当該機器の判定基準を満足していると説明できる場合) ・施工メーカが図面どおり施工したことを保証する文書 	

セル内貯槽、配管の例

【セル内貯槽・SA配管の例】

d.代替検査を行うもの
 SA設備となったことに伴い新たに使用前事業者検査が必要
 ・材料検査、寸法検査、耐圧・漏えい検査
 ⇒施工図、施工結果を示した記録等を用いて確認（据付・外観検査は社内記録・メーカ自主検査記録を確認）

b.記録確認検査を行うもの
 SA設備となったことに伴い以下の検査項目が追加
 ・材料検査、寸法検査、耐圧・漏えい検査
 ⇒社内記録・メーカ自主検査記録を確認

a.使用前検査が実施済のもの
 使用前検査で以下の検査を実施
 ・材料検査、寸法検査、耐圧・漏えい検査、据付外観検査
 ⇒検査記録を確認

C.実検査可能なもの
 SA設備となったことに伴い新たに使用前事業者検査が必要
 ⇒寸法検査、据付外観検査を実施

